○大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規 則施行細則

平成20年3月15日

制定

最近改正 平成29年4月25日

- 第1条 この細則は、大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会(以下「委員会」という。)規則第3条の規定に基づき、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)における動物実験等を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。 以下「動物愛護法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71条。以下「文科省基本指針」という。)、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。)、動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)、その他の法令等に定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。
- 2 本学における動物実験等の実施については、動物愛護法及び飼養保管基準に即し、動物 実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲におい て、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の 削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供 される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮するこ とをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛 を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、

Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

- 第3条 この細則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。
- 第4条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告する。
 - (1) 動物実験計画が指針等及び本規則に適合していること。
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - (3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。
- 第5条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 「動物実験等」とは、実験動物を教育又は研究その他の科学上の利用に供することをいう。
 - (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。
 - (3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物 実験室をいう。
 - (4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
 - (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
 - (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
 - (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
 - (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、学長の下で、本学の実験動物の管理や動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいい、本学専任教員の中から、法律、飼養保管基準、文科省基本指針、ガイドライン及び本規則を熟知するとともに動物実験に係わる知識及び技術に習熟した者を充てるものとする。
 - (9) 「指針等」とは、文科省基本指針及びガイドラインをいう。
- 第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の生体を対象とする研究等審査申請書を学長に提出しなければならない。
 - (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物 実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並び に飼養条件を考慮すること。

- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等、苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付託 し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
- 第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護法、飼養保管基準、指 針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 適切に維持管理された設備等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 研究等審査申請書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
 - (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、計画からの変更の 有無、成果等について学長に報告しなければならない。
- 第8条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、動物実験責任者が所定の「飼養保 管施設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 動物実験責任者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での 飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設の審査を委員会に付託し、その助言により、承認又は 非承認を決定する。
- 第9条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 第10条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、管理者が所定 の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、申請された実験室の審査を委員会に付託し、その助言により、承認又は非承認 を決定する。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48 時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。
- 第11条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 第12条 動物実験責任者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な設備 等の維持管理及び改善に努めなければならない。
- 第13条 設備等を廃止する場合は、動物実験責任者が所定の「設備等(飼養保管設備・動物 実験室)廃止届」を学長に届け出なければならない。
- 第14条 動物実験責任者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者に周知するよう努めなければならない。
- 第15条 動物実験実施者は、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。
- 第16条 動物実験実施者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に 管理されている機関より導入しなければならない。
- 2 動物実験実施者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければ ならない。
- 3 動物実験実施者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。
- 第17条 動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水

を行わなければならない。

- 第18条 動物実験実施者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。
- 2 動物実験実施者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療 等を行わなければならない。
- 第19条 動物実験実施者は、異種又は複数の実験動物を同一設備内で飼養、保管する場合、 その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。
- 第20条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、 保存しなければならない。
- 第21条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。
- 第22条 動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。
- 第23条 動物実験責任者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければ ならない。
- 2 動物実験責任者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が設備等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験実施者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷 等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 動物実験責任者は、有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止の ため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 動物実験責任者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に 接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 第24条 動物実験責任者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るよう努めなければならない。
- 2 動物実験責任者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による 危害防止に努めなければならない。
- 第25条 動物実験実施者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。
 - (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 動物実験責任者は教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。
- 第26条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に 報告しなければならない。
- 3 委員会は、動物実験実施者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなけれ ばならない。
- 第27条 本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規則、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表しなければならない。
- 第28条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的 とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管、及び 生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本細則を適用し ない。
- 第29条 この細則における申請書、廃棄届等審査に必要な書類の書式については、委員会が別に定める。
- 第30条 この細則の改廃は、当該組織等からの発議に基づき、運営会議での審議を経て学 長が決定し、教授会に報告するとともに理事長に報告する。

附則

この細則は、平成20年3月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年7月12日から施行する。 附 則

この細則は、平成29年4月25日から施行する。